| 改　訂　期　日 |
| --- |
| 2020 年 6 月 7 日 |
| 2025 年 5 月 13 日 |
| |

# 公益社団法人日本フィッシュ・ミール協会定款

## 第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益社団法人日本フィッシュ・ミール協会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

## 第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、魚粉の品質の向上および需給の安定をはかるため、魚粉の製造加工に関する技術の改善、流通の円滑化および消費の拡大につとめることにより、魚粉産業の健全な発達を促進し、もってわが国農水産業の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

(1)魚粉の品質の向上ならびに製造および加工に係る調査研究

(2)魚粉に係る国内および海外の流通情報の収集および交換

(3)魚粉に関する知識の普及および消費の宣伝

(4)前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第３章　会員

（法人の構成員）

第５条　この法人には次の会員を置く。

(1)正会員　　この法人の事業に賛同して入会した団体又は個人

(2)賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した団体又は個人

(3)特別会員　この法人の発展に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された個人

２　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする

(会員の資格の取得)

第６条　この法人の会員になろうとする者は、理事会の定める入会申込書を提出し、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第７条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になったとき及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を納入しなければならない。

２　賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

３　特別会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

４　既納の入会金・会費は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(任意退会)

第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第９条　会員が次の各号いずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合には、その総会の開催日の 10 日前までにその会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

(1)この定款その他の規則に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)第７条の支払義務を２年以上履行しなかったとき。

(2)総正会員が同意したとき。

(3)当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(届出)

第 11 条　会員は、その氏名（会員が法人の場合には、その名称または代表者の氏名）または住所に変更があったときは、遅滞なく本協会に、その旨を届け出なければならない。

## 第４章　総会

（構成）

第 12 条　総会はすべての正会員をもって構成する。

２　前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権限）

第 13 条　総会は、次の事項について決議する。

(1)会員の除名

(2)理事及び監事の選任又は解任

(3)理事及び監事の報酬等の額及び支給基準

(4)貸借対照表及び活動計算書並びに財産目録の承認

(5)定款の変更

(6)解散及び残余財産の処分

(7)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 14 条　総会は、定時総会として毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、臨時総会を必要がある場合に開催する。

（招集）

第 15 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　総正会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する正会員は、理事長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

３　理事長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

４　総会の招集は、すくなくともその開催日の 10 日前までに(第 18 条第５項による書面で議決権を行使することができることを定めたときは２週間前までに)、書面によりその通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条　総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

(決議)

第 18 条　総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、議決権の４分の３以上の多数による議決を必要とする。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定款の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前３項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

５　理事会において総会に出席できない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない正会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することが出来る。この場合においては、当該議決権の数は第１項から３項までの出席した正会員の議決権の数に算入する。

６　理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条　総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

２　議長及び出席した副理事長は、前項の議事録に記名押印する。
３　第１項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かねばならない。

## 第５章　役員

(役員の設置)
第 20 条　この法人に、次の役員を置く。
(1)理事　４名以上９名以内
(2)監事　３名以内
２　理事のうち１名を理事長、２名以内を副理事長、１名を専務理事とする。
３　幹事のうち１名は外部監事とする。
４　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第１項第２号の業務執行理事とする。

(役員の選任)
第 21 条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
２　理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることは出来ない。

(理事の職務及び権限)
第 22 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事長を補佐しこの法人の業務を分担執行する。
３　副理事長は理事長を補佐する。
４　理事長及び専務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)
第 23 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

３　監事は、理事が不正行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めたとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めたときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
４　前号の報告をするために必要があるときは、監事は、理事長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求のあった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は理事会を招集することができる。

(役員の任期)
第 24 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)
第 25 条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合には、この役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)
第 26 条　理事および監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び外部監事に対しては、総会において定める役員の報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
２　役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(役員の損害賠償責任とその一部免除)
第 27 条　この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において、理事会の決議によって免除することができる。

## 第 6 章　理事会

(構成)

第 28 条　この法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条　理事会は、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職

(4)その他、法令又はこの法人の定款に定められた事項

(開催)

第 30 条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき

(2)理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により、監事からの招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　第１項第２号または第３号の請求があった場合は、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第 31 条　理事会においては、理事長が議長となる。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

３　第 30 条第１項第２号又は第３号の規定により招集された理事会の議長の選出は、前項と同様とする。

(決議等)

第 32 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

３　理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会へ報告すべき事由を通知した時は、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第 22 条第４項の報告には適用しない。

(議事録)

第 33 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印をする。

## 第７章　財産および会計

(事業年度)

第 34 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告
(2)事業報告の附属明細書
(3)貸借対照表
(4)活動計算書
(5)貸借対照表及び活動計算書の附属明細書
(6)財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の規定により承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事および監事の報酬等の支給基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 37 条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

## 第８章　定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

２前項の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

３第１項の規定にもかかわらず、第 40 条の規定はこれを変更することはできない。

(解散)

第 39 条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 17 号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を

経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 17 号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)
第 42 条　この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

## 第９章　公告の方法

(公告の方法)
第 43 条　この法人の公告は電子公告により行う。
２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　この法人の最初の副理事長、理事及び監事は、次に掲げる者とする。
副理事長　稲井幹男、山岡鉄也、
理事　　松井公雄、中澤輝之、長島十己知、三浦明男、長房敏郎
監事　　宮永一男、村木宣夫

３　この法人の最初の理事長は田中正敏、専務理事は勝部忠直とする。

４　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

**当法人の定款に相違ありません。２０２５年５月１３日**
**公益社団法人日本フィッシュ・ミール協会　代表理事　稲井幹男　　印**